

高知県庁本庁舎地下食堂運営事業プロポーザル審査要領

高知県庁本庁舎地下食堂運営事業に関する公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「高知県庁本庁舎地下食堂運営事業公募型プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

審査項目の合計点数は150点とし、審査項目と項目ごとの配点は次のとおりです。

- | | |
|------------|-------|
| (1) 運営方針 | (10点) |
| (2) 営業内容 | (45点) |
| (3) 実施体制 | (50点) |
| (4) 衛生管理 | (15点) |
| (5) 財務資料 | (15点) |
| (6) その他の提案 | (15点) |

3 選考委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う選考委員会を開催します。

- (1) 日時及び場所
令和5年2月17日（金）午前予定
場所は参加者に別途通知します
 - (2) プレゼンテーション
 - ① プレゼンテーションの時間は1者15分とします。
 - ② 後日、参加者には日時、場所、順番等を別途お知らせします。
 - ③ 各者のプレゼンテーション終了後、選考委員からの質疑の時間を10分程度設けます。
- ※なお、応募状況により時間等を変更する場合があります。

4 審査の方法

- (1) 選考委員会では、提出された企画提案書と、選考委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各選考委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了した時には、各選考委員の審査結果を集計後、総合得点の高い順に使用許可の相手方となる候補者と次点者を決定します。
ただし、総合得点が全体の5割に満たなかった場合は候補者として選定しません。

高知県庁本庁舎地下食堂運営事業審査基準

審査項目		視点	
運営方針		経営理念や方針のニーズ適合性。設置する意義を十分理解し、ニーズに適合しているか。	
営業内容	営業日・営業時間	職員の勤務時間や利用者の利便性を考慮しているか。	
	食堂のレイアウト	合理的な配置か。車椅子利用者に配慮しているか。	
	商品・サービスの充実度	メニュー（品揃え）は多様か。健康に配慮した内容になっているか。	
	価格設定	利用しやすい低廉な価格か。	
	地域産業への貢献	地元食材の調達や県内企業との連携があるか。	
実施体制	従業員	現場責任者	適任者が配置される計画か。
		人員配置と地元雇用	配置計画は適切か。地元人材の活用に積極的か。
		接遇教育	接遇向上の研修や取組みは十分か。
	営業実績	県庁以外での営業実績があるか。	
	県との連携	災害訓練等に積極的に協力・参加する体制か。	
	危機管理	大規模災害時の対応は適切か。	
	衛生管理	衛生管理体制は適切か。	
財務資料	財務状況	健全性はどうか。	
	収支計画	実現可能な算出根拠か。	
その他の提案		職員の福利厚生や利用者の満足度向上につながる取組みがあるか。	
合計			